

○財務省告示第二十三号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年年度における輸入基準数量を定める件（平成二十六年三月財務省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十四日

財務大臣 麻生 太郎

前文中「輸入基準数量」の下に「及び同年度における協定対象外輸入基準数量」を加える。
本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。

二 関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十六年年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		協定対象外輸入基準数量
一三		六、八五七、九三七トン
一四		六六一、一七九トン